

社会福祉法人芳醇会
評議員、理事、および監事の報酬等の支給に関する基準

(目的)

第1条 この基準は、社会福祉法人芳醇会（以下「法人」という。）定款第8条および第21条の規定に基づき、評議員、理事および監事（以下「評議員等」という。）の報酬等の支給に関する事項を定める。

(報酬)

第2条 評議員等に対して支給することができる報酬の金額は、次のとおりとする。

(1) 理事長 月額150,000円

(2) 評議員、理事および監事 1回あたり 6,000円

2 理事長以外の評議員等に支給する報酬は、評議員会、理事会および定款で定める会議およびその他の法人の業務に出席または従事した場合に支給するものである。

(旅費)

第3条 評議員等が、その職務に関して出張した場合は、職員の旅費支給に準じて旅費を支給することとする。

(支給日)

第4条 評議員等の報酬等の支給は、理事長にあつては毎月27日（支給日が銀行の休業日にあたる場合は、前営業日）に、理事長以外にあつては支給要件を満たした都度、支払うものとする。

(改正)

第5条 この基準を改正する場合は、評議員会の決議を要するものとする。

付 則

1. この基準は、平成29年4月1日から適用する。ただし、評議員、理事長を除く理事および監事の報酬は、無報酬とする。
2. この基準の適用に伴い、平成20年1月1日施行の「役員等報酬および費用弁償規程」は失効するものとする。